

平成20年度

中津川市地域防災計画

～事故災害対策編～

中津川市防災会議

目 次

事 故 災 害 対 策 計 画

第 1 章 事故災害対策	1
第 1 項 航空災害対策	1
第 1 節 災害予防計画	1
第 2 節 災害応急対策	3
第 2 項 鉄道災害対策	6
第 1 節 災害予防計画	6
第 2 節 災害応急対策	9
第 3 項 道路災害対策	12
第 1 節 災害予防計画	12
第 2 節 災害応急対策	14
第 4 項 危険物等災害対策	20
第 1 節 災害予防計画	20
第 2 節 災害応急対策	24
第 5 項 林野火災対策	29
第 1 節 災害予防計画	29
第 2 節 災害応急対策	33
第 6 項 大規模な火事災害対策	37
第 1 節 災害予防計画	37
第 2 節 災害応急対策	41
第 3 節 災害復旧・復興対策	44

第1章 事故災害対策

第1項 航空災害対策

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策については、本計画に定めるところによるものとする。

第1節 災害予防計画

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

(ア) 市、県、航空運送事業者およびその他防災関係機関は、それぞれの機関および機関相互間において航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(イ) 市および県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

(ア) 市、県およびその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

(イ) 市、県およびその他防災関係の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

(ア) 市、県、航空運送事業者およびその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(イ) 市、県、航空運送事業者およびその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県、航空運送事業者およびその他防災関係機関は、応急活動および復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものと

する。

(3) 捜索、救助・救急、医療および消火活動関係

ア 消火救難および救助・救急、消火活動関係

市および県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄および消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

イ 医療活動関係

市、県および日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

ウ 捜索活動支援関係

市および県は、迅速かつ効率的な捜索支援活動を実施するため、ヘリコプターの燃料備蓄およびヘリポートの整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

市、県および県警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア 市、県および放送事業者等は航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制および施設、設備の整備を図るものとする。

イ 市および県は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

市、県、警察、航空運送事業者およびその他防災関係機関は相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(ア) 市、県、警察、航空運送事業者およびその他防災関係機関が訓練を行うにあたっては、航空事故および被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第2節 災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡および通信の確保

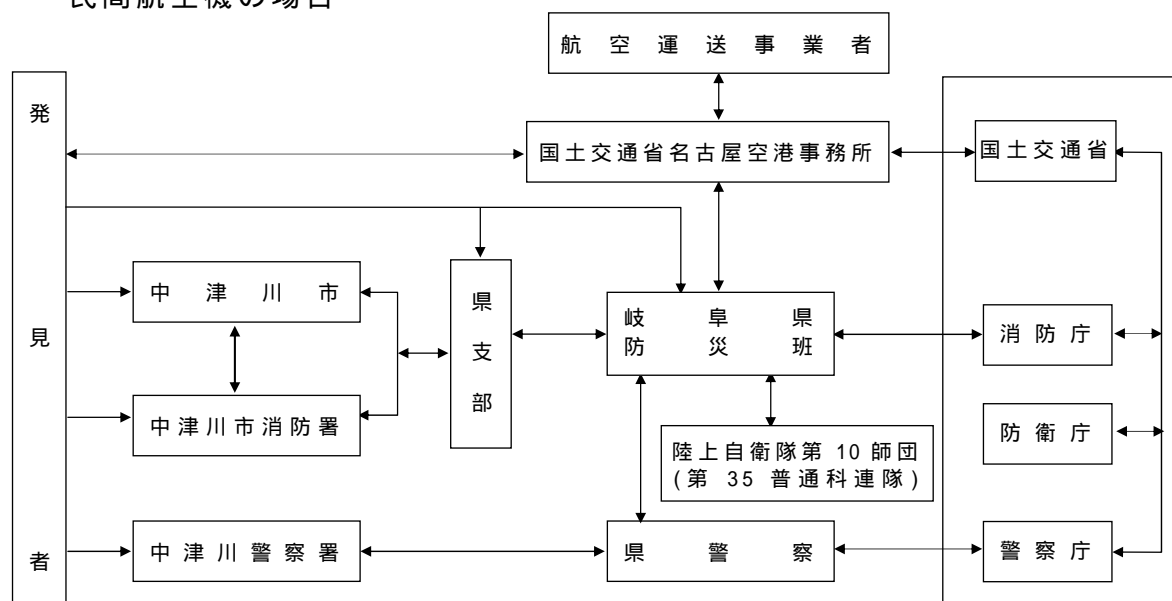
(1) 航空事故情報の収集・連絡

航空機、ヘリコプターの墜落等の航空災害が発生し、航空運送事業者、発見者等から情報があつた場合、市は直ちに関係機関等へ連絡するものとする。

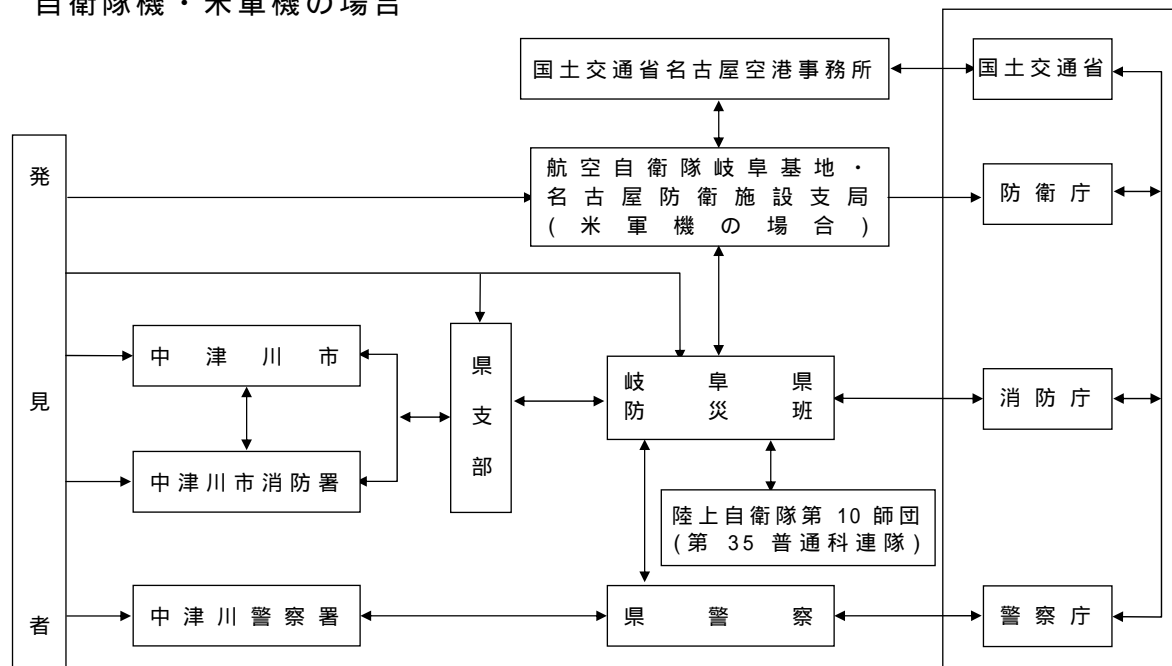
(2) 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合または発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

民間航空機の場合



自衛隊機・米軍機の場合



(3) 応急活動情報の連絡

ア 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

イ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(4) 通信手段の確保

ア 市、県、航空運送事業者およびその他防災関係機関は、発災現地および機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における市および県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。なお、要請の手続は、風水害等対策編第1章第3項「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

3 救助・救急、医療および消火活動

(1) 消火救難および救助・救急、消火活動

ア 市および県による救助・救急活動

市および県は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害応援に関する協定書（中部9県1市応援協定）」「岐阜県および市町村災害時相互応援協定書」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ 消防機関による消火活動

(ア) 消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(イ) 発災現場が市外の場合は、発災現場の市町村からの要請または「岐阜県広域消防相互応援協定」等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

ウ 資機材等の調達等

市および県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ 市および県は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請

するとともに、必要に応じて、市は日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区および恵那医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

(3) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

4 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

ア 航空運送事業者、市、県およびその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ 航空運送事業者、市、県およびその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

ウ 情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第2項 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策については、本計画の定めるところによるものとする。

第1節 災害予防計画

1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

このため、鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ等の配布等を行うよう努めるものとする。

2 鉄軌道の安全な運行の確保

(1) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害または列車の脱線その他の鉄軌道事故による路線または建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施および防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

(2) 鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

3 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

また、鉄軌道車両の故障データおよび検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

(ア) 市、県、鉄軌道事業者およびその他防災関係機関は、それぞれの機関および機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(イ) 市、県等は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像電送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

(ア) 鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等ならびに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備または災害時優先電話の整備に努めるものとする。

(イ) 市、県およびその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

(ウ) 市、県およびその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

(ア) 市、県、鉄軌道事業者およびその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(イ) 市、県、鉄軌道事業者およびその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県、鉄軌道事業者およびその他防災関係機関は、応急活動および復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救助・救急、医療および消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

(ア) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

(イ) 市および県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

(ア) 市および日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努めるものとする。

(イ) 市および県は、あらかじめ、鉄軌道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

(ア) 市等は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

(イ) 鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、市との連携の強化に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

ア 鉄軌道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の

応急活動のために必要となる人員または応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

イ 市、県、警察および道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

ウ 警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア 市、県および放送事業者等は災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制および施設、設備の整備を図るものとする。

イ 市および県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

(ア) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、市、県等の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(イ) 市、県、警察、鉄軌道事業者およびその他防災関係機関は相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(ア) 市、県、警察、鉄軌道事業者およびその他防災関係機関が訓練を行うにあたっては、鉄軌道事故および被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

5 鉄軌道交通環境の整備

(1) 鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。

(2) 鉄軌道事業者は、列車集中制御装置(CTC)の整備、自動列車停止装置(ATIS)の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

(3) 市、県、道路管理者および鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

6 再発防止対策の実施

(1) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接または間接の要因となる事実について、市、県、警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。

(2) 鉄軌道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

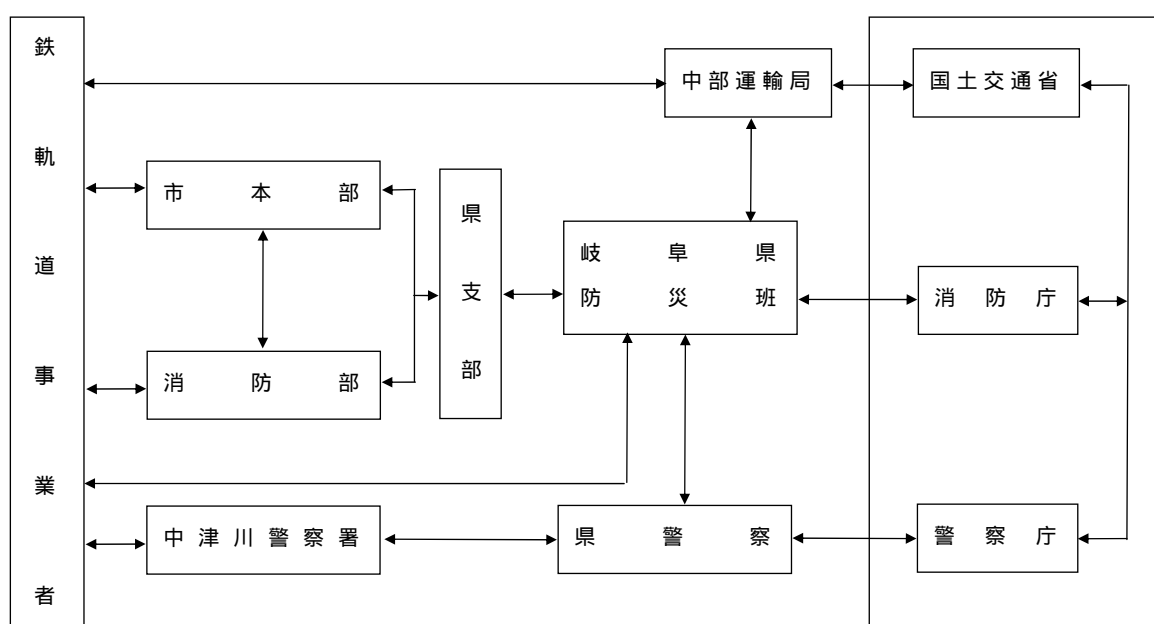
第2節 災害応急対策

1 災害情報の収集・連絡体制および通信の確保

(1) 災害発生時の情報伝達系統

鉄軌道災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

なお、市、県、警察等が情報収集するにあたっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。



(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 鉄軌道事業者は、国土交通省、県、市等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

イ 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 通信手段の確保

ア 市、県、鉄軌道事業者およびその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における市、県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の活動体制

ア 鉄軌道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等必要な措置を講ずるものとする。

イ 鉄軌道事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 防災関係機関は、市、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。また、事態の推移に応じ、派遣の要請の要求の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

なお、要請の手続は、風水害等対策編第1章第3項「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

3 救助・救急、医療および消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 鉄軌道事業者、防災関係機関による救助・救急活動

(ア) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

(イ) 市および県は、救助・救急活動を行うはか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害応援に関する協定書(中部9県1市応援協定)」「岐阜県および市町村災害時相互応援協定」等により他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

市および県は、必要に応じ、民間からも協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

イ 市および県は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、市は、日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区および恵那医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

(3) 消火活動

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消

火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

イ 市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

ア 市、県、鉄軌道事業者およびその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療検閲等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ 市、県、鉄軌道事業者およびその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第3項 道路災害対策

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策については、本計画の定めるところによるものとする。

第1節 災害予防計画

1 道路交通の安全のための情報の充実

- (1) 市、県およびその他防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- (3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。
- (4) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図るものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

- (ア) 市、県、道路管理者およびその他防災関係機関は、それぞれの機関および機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- (イ) 市および県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像伝送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

- (ア) 市、県およびその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- (イ) 市、県およびその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常

時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

(ア) 市、県、道路管理者およびその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(イ) 市、県、道路管理者およびその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県、道路管理者およびその他防災関係機関は、応急活動および復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救助・救急、医療および消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

市および県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプターおよび応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

(ア) 市および日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

(イ) 市、県および道路管理者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関および医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

道路管理者および市等は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

市、県、警察および道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 危険物等の流出時における防災活動関係

市、県および道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めるものとする。

(6) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア 市、県および放送事業者等は災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制および施設、設備の整備を図るものとする。

イ 市および県は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(7) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

(ア) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

(イ)市、県、警察、道路管理者およびその他防災関係機関は相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(ア)市、県、警察、道路管理者およびその他防災関係機関が訓練を行うにあたっては、災害および被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(イ)訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(8) 施設、設備の応急復旧活動関係

ア 道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握および応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

イ 道路管理者は、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておくものとする。

(9) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

4 防災知識の普及

市および県は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

5 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

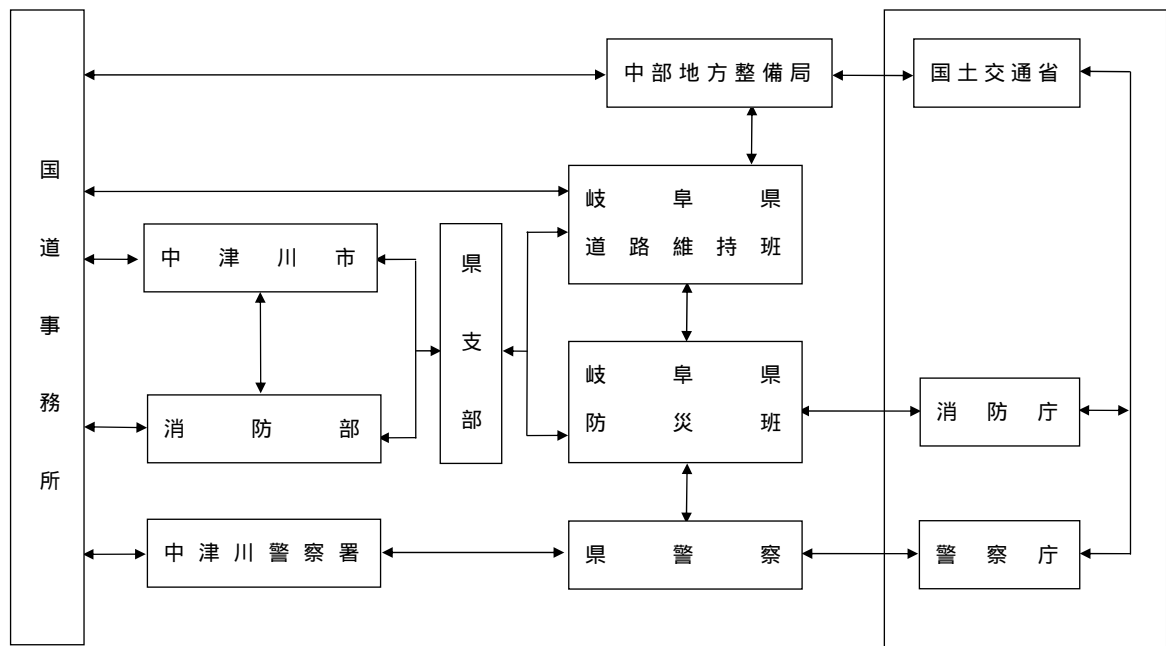
1 災害情報の収集・連絡体制および通信の確保

(1) 災害発生時の情報伝達系統

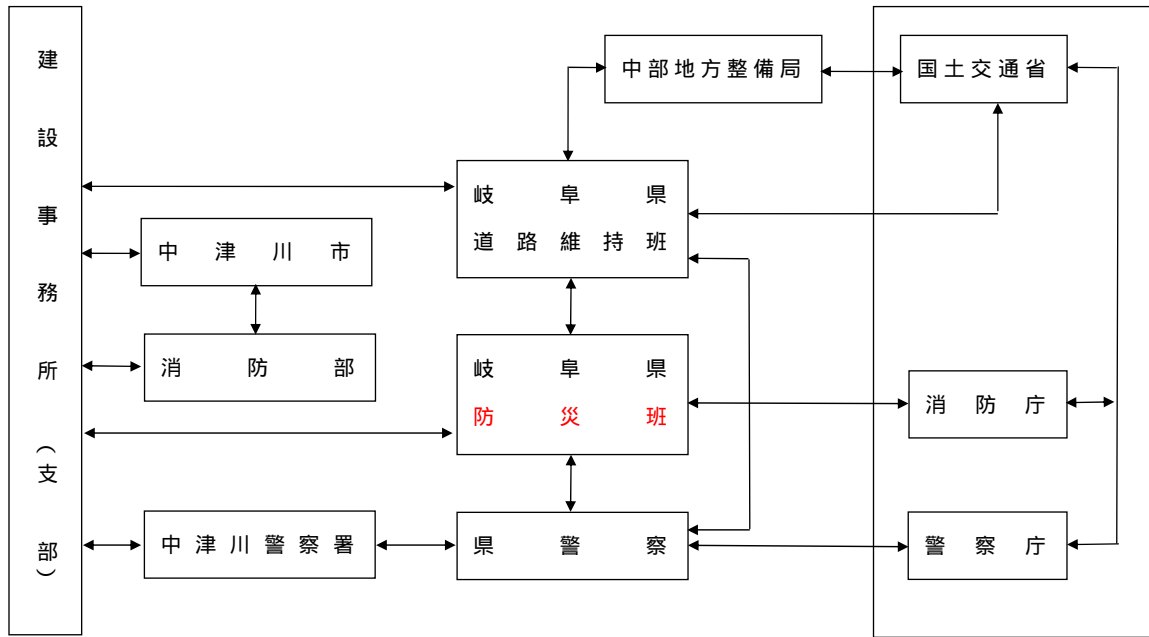
道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

なお、市、県、警察等が情報収集するにあたっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集に努めるものとする。

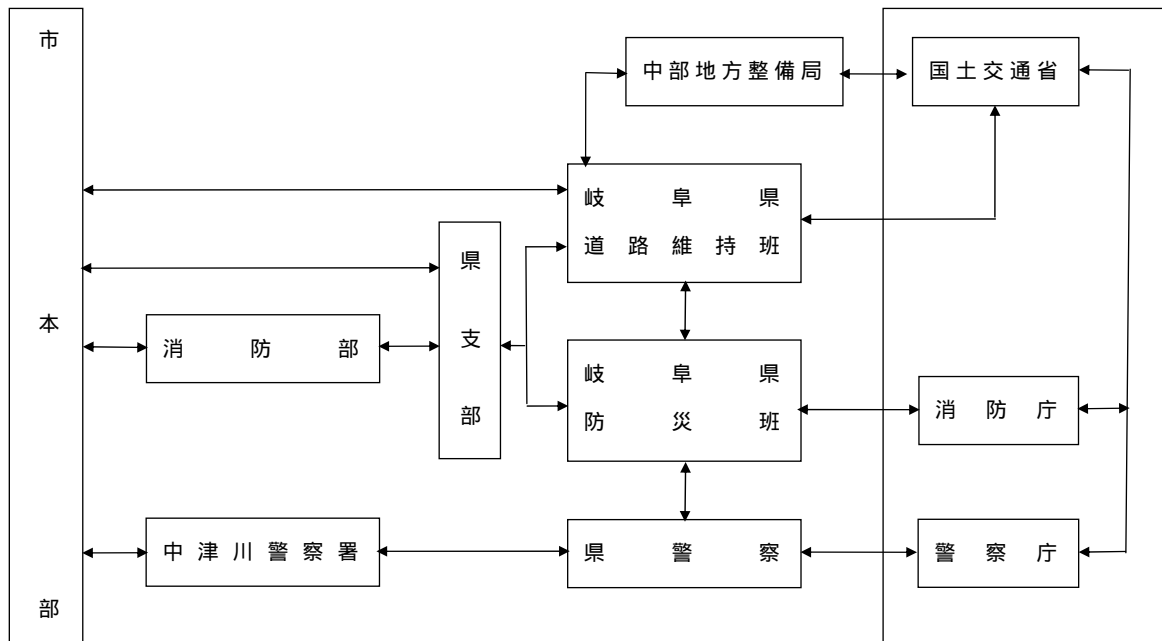
国の管理する道路



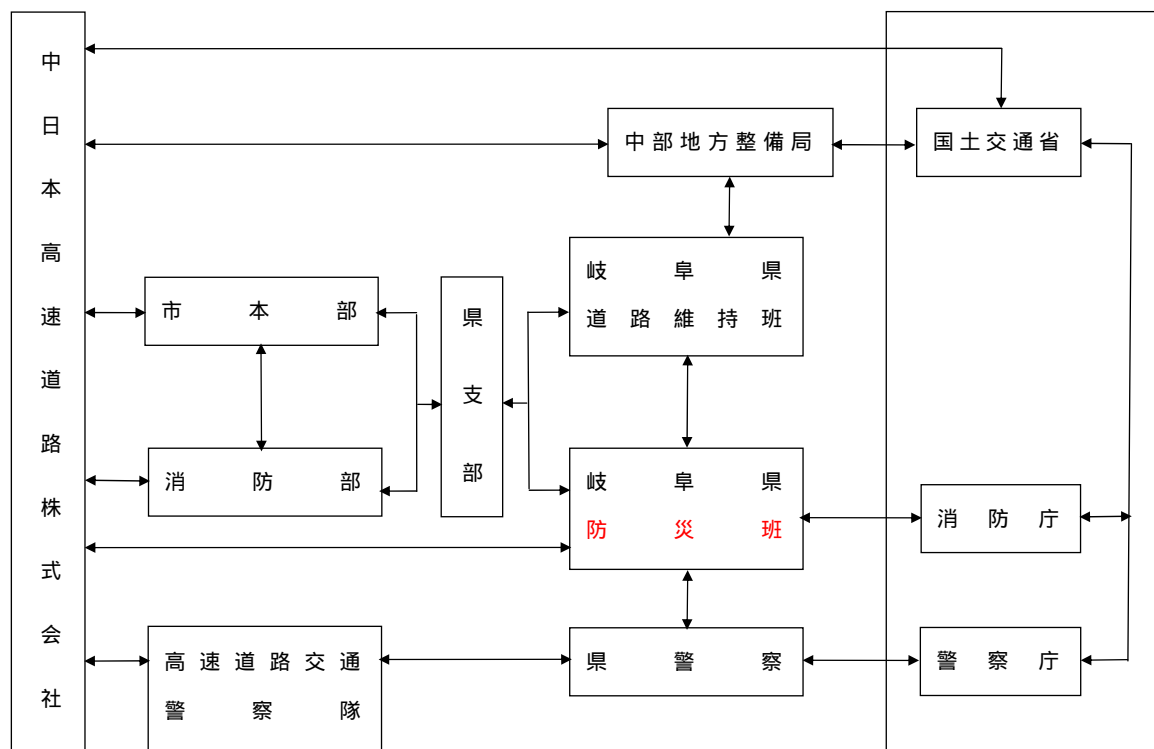
県の管理する道路



市の管理する道路



中日本高速道路株式会社の管理する道路



(2) 応急対策活動情報の連絡

- ア 道路管理者は、国土交通省、県、市等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。
- イ 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 通信手段の確保

- ア 市、県およびその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 電気通信事業者は、災害時における市、県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 道路管理者の活動体制

- ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- イ 道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 防災関係機関は、市、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。また、事態の推移に応じ、派遣の要請の要求の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

なお、要請の手続は、風水害等対策編第 1 章第 3 項「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

3 救助・救急、医療および消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 道路管理者等、防災関係機関による救助・救急活動

(ア) 道路管理者は、市、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

(イ) 市および県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害応援に関する協定書(中部 9 県 1 市応援協定)」、「岐阜県および市町村災害時相互応援協定」等により他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

市および県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるものとする。

イ 市および県は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、市は日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区および恵那医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

(3) 消火活動

ア 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

イ 市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

- (1) 道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- (2) 市、警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

7 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

ア 市、県およびその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ 市、県およびその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第4項 危険物等災害対策

危険物および高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発ならびに毒物劇物の飛散、漏洩、流出および火薬類の火災、爆発による多数の死傷者の発生といった危険物等災害に対する対策については、本計画に定めるところによる。

第1節 災害予防計画

1 危険物等関係施設の安全性の確保

- (1) 危険物、高圧ガス、毒物劇物、火薬類および放射性物質（以下、本項において「危険物等」という。）の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、本項において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、市および県は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。
- (2) 市、県および事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置および定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。
- (3) 市、県および事業者団体は、事業者および危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理および危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

ア 危険物

危険物取扱者保安講習

イ 高圧ガス

- (ア) 高圧ガス製造保安係員再教育講習
- (イ) 液化石油ガス業務主任者再教育講習
- (ウ) 液化石油ガス設備士再教育講習
- (エ) 充てん作業員再教育講習

ウ 毒物劇物

毒物劇物営業者を対象とした毒物・劇物の取扱い等に関する講習

エ 火薬類

- (ア) 保安手帳所持者および従事者手帳保持者保安教育講習
- (イ) 発破技士講習

- (4) 市、県および事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

2 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む）

市、県は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防等について指導するものとする。

3 高速道路上の危険物等事故対策

岐阜県内の高速道路における危険物等事故対策については、「岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等により対応するものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

(ア) 市、県、事業者およびその他防災関係機関は、それぞれの機関および機関相互間において危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(イ) 市および県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

(ア) 市、県およびその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

(イ) 市、県およびその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

(ア) 市、県、事業者およびその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(イ) 市、県、事業者およびその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県、事業者およびその他防災関係機関は、応急活動および復旧活動に関し、各関係機関、事業者団体相互において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。また、事業者は資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

ウ ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、消防機関および警察等関係機関で市の必要に応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発

の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制および避難体制等の整備を図り、保安の確立を推進するものとする。

(3) 救助・救急、医療および消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

市および県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプターおよび応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

(ア) 市、県および日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄、調達体制の整備および在庫量の把握に努めるものとする。

(イ) 市、県および事業者は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者と医療機関および医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

(ア) 市および県は、平常時から消防本部、消防団および自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(イ) 市および県は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

(ウ) 市、県および事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄および化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

市、県および警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備をするものとする。

(5) 危険物等の流出時における防除活動関係

ア 市および県は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動および避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

イ 市および県は、危険物等が流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材および避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

ウ 市および県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

エ 石油事業者団体等は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

(6) 避難収容活動関係

ア 避難誘導

(ア) 市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

(イ) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

(ウ) 市は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導す

るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

イ 避難場所

(ア)市は、都市公園、河川敷、公民館、学校、緑地等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(イ)市は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

(7) 施設、設備の応急復旧活動関係

事業者は、施設、設備の被害状況の把握および応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

(8) 防災業務関係者の安全確保関係

市および県は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

(9) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

ア 市、県および放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制および施設、設備の整備を図るものとする。

イ 市および県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(10) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

市、県、警察、消防機関、自衛防災組織および地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(ア)市、県および自衛防災組織等が訓練を行うにあたっては、危険物等災害および被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫すること。

(イ)訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

(11) 災害復旧への備え

ア 各種データの整備保全

市、県および事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

5 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

ア 市および県等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防

災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

(ア) 危険物

危険物安全週間（毎年6月第2週の日曜日から土曜日の1週間）

危険物安全の日（毎月8日）

(イ) 高圧ガス

高圧ガス保全活動促進週間（毎年10月下旬の1週間）

LPガス消費者保安月間（毎年10月）

(ウ) 火薬類

火薬類危害予防週間（毎年6月中旬の1週間）

イ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

ウ 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

(2) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策

1 災害直後の情報収集・連絡体制および通信の確保

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 危険物等災害発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

(ア) 事業者は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市等へ連絡するものとする。

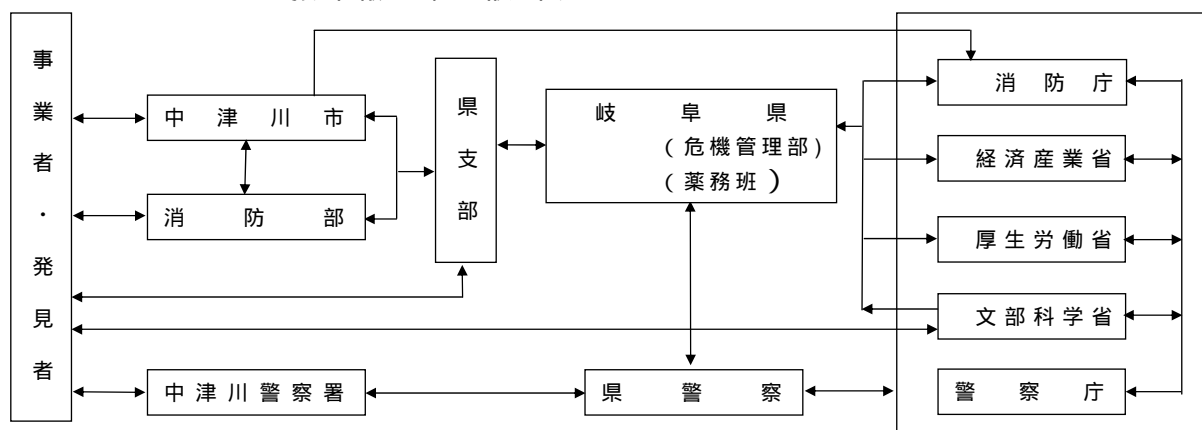
(イ) 市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

なお、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づく「直接即報基準」に該当する危険物等に係る事故の場合には、直接消防庁にも連絡するものとする。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

危険物災害が発生した場合の災害発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする。

において直接即報基準に該当するもの



危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、放射性物質による災害時
 の場合にも必要に応じ、消防庁へ連絡する。また、河川等へ危険物等が流出した場合、必要に応じ、県(環境管理班)へ連絡する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 事業者は、市および県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。また、県は、事業者から収集した情報を消防庁等に連絡するものとする。

イ 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

ウ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(4) 通信手段の確保

ア 市、県、事業者およびその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における市および県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

ア 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

イ 事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

ウ 事業者は、消防機関および県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 防災関係機関は、市、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。また、事態の推移に応じ派遣の要請の要求の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

なお、要請の手続は、風水害等対策編第 1 章第 3 項「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

(5) 防災業務関係者の安全確保

ア 市および県等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。

イ 市および県等は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

3 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検および応急措置等を講ずるものとする。

市および県は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等適切な応急対策を講ずるものとする。

4 救助・救急、医療および消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 市、県および国の各機関による救助・救急活動

市および県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、消防組織法第 24 条の 3 に基づく「緊急消防援助隊」および「災害応援に関する協定書（中部 9 県 1 市応援協定）」、「岐阜県および市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

市および県は必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ 市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて市は日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区および恵那医師会

に対し、「災害救助法による救助委託協定書」「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

(3) 消火活動

ア 消防機関および自衛消防組織等による消火活動

消防機関および自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

5 災害の拡大防止のための交通制限および緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

災害の拡大防止または緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

6 危険物等の流出に対する応急対策

(1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずるものとする。

(2) 消防機関および警察は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(3) 市および県は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用等、既存の組織を有効に活用し迅速に対応するものとする。

(4) 防除措置を実施するにあたっては必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

7 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

ア 発災時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ 避難誘導にあたっては、市は、避難場所および避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 避難場所

ア 避難場所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難場所として開設する。

イ 避難場所の運営管理

(ア) 市は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

(イ) 市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

(ウ) 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

(3) 災害時要援護者への配慮

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

8 施設・設備の応急復旧活動

市および県等は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

9 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 市、県および事業者は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。

(2) 市、県および事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第5項 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対する対策については、本計画に定めるところによる。

第1節 災害予防計画

1 林野火災に強い地域づくり

(1) 市は、地域の特性に配慮しつつ、林野火災特別地域対策事業計画に基づき、消防施設設備の整備等の事業を推進するものとする。事業計画に定める事項は次のとおりである。

ア 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項

イ 火災予防上の林野管理に関する事項

ウ 消防施設等の整備に関する事項

エ 火災防ぎょ訓練に関する事項

オ その他林野火災の防止に関する事項

(2) 市および県は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施するものとする。

(3) 市および県は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視および監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。なお、火災警報が発令された場合、市および林野の所有（管理）者は、市火災予防条例の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行うものとする。

ア 山林、原野において火入れをしないこと

イ 煙火を消費しないこと

ウ 屋外においてたき火をしないこと

エ 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと

オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰または火粉を始末すること

カ 山小屋等において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

(4) 林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

2 林野の所有（管理）者の管理上の指導

市および県は、林野火災に関し、林野の所有（管理）者に対し必要な施業を行うよう指導するものとするが、次の事項については特に積極的に行うものとする。

(1) 防火線、防火樹帯の設置および造林地に防火樹の導入を図る。

(2) 自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。

(3) 林道構築にあたっては、必要に応じて林野火災を考慮した路線および施設の設定を図る。

- (4) 事業地には、防火処理を行う。
- (5) 火入れにあたっては、森林法に基づくほか消防機関と緊密な連絡を図る。
- (6) 火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

- (ア) 市、県およびその他防災関係機関は、それぞれの機関および機関相互間において林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- (イ) 市および県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 情報の整理

市および県等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

ウ 通信手段の確保

- (ア) 市、県およびその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- (イ) 市、県およびその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。なお、その際、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器（アマチュア無線など）の整備に配慮するものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

- (ア) 市、県およびその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- (イ) 市、県およびその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県およびその他防災関係機関は、応急活動および復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救助・救急、医療および消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

市および県は、林野火災工作車、救急車、照明車等の車両および応急措置の実

施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

(ア)市および日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄、調達体制の整備および在庫量の把握に努めるものとする。

(イ)市および県は、あらかじめ、消防と医療機関および医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

(ア)市および県は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(イ)市および県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点および資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進するものとする。

(ウ)市および県は、平常時から消防本部、消防団および自主消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(エ)市、県および林野の所有(管理)者は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

市、県および県警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備をするものとする。

(5) 避難収容活動関係

ア 避難誘導

(ア)市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

(イ)市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

(ウ)市は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

イ 避難場所

(ア)市は、公民館、学校および公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(イ)市は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

市および県等は、それぞれの所管する公共施設・設備の被害状況の把握および応

急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

ア 市、県および放送事業者等は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制および施設、設備の整備を図るものとする。

イ 市および県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

(ア) 消防機関は、様々な林野火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

(イ) 市、県、消防機関、森林組合、民間企業および地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(ア) 市、県および森林組合等が訓練を行うにあたっては、林野火災および被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫すること。

(イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

ア 市および県は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等への啓発を実施するものとする。

なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行う等林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。媒体については、おおむね次のものを利用するものとする。

(ア) 展覧会、講演会開催等による方法

(イ) 映画、スライド等映写による方法

(ウ) 標識板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法

(エ) 学校、諸団体等への宣伝委嘱の方法

(オ) 林業従事者等を対象した講演会を行う方法

(カ) 林野火災の訓練、演習を通じて行う方法

イ 市および県は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置する等防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

ウ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

エ 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

(2) 保健休養林等の保全

レクリエーション等市民の保健と、休養の場となっている「東海自然歩道」等の場所については、特に自然環境を保持するため、森林愛護および防火思想の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(4) 住民の防災活動の環境整備

ア 市および県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図るものとする。

イ 林野火災の予防活動については、地域住民や林業従事者等の協力が不可欠あるので、市および県は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

第2節 災害応急対策

1 災害直後の情報収集・連絡体制および通信の確保

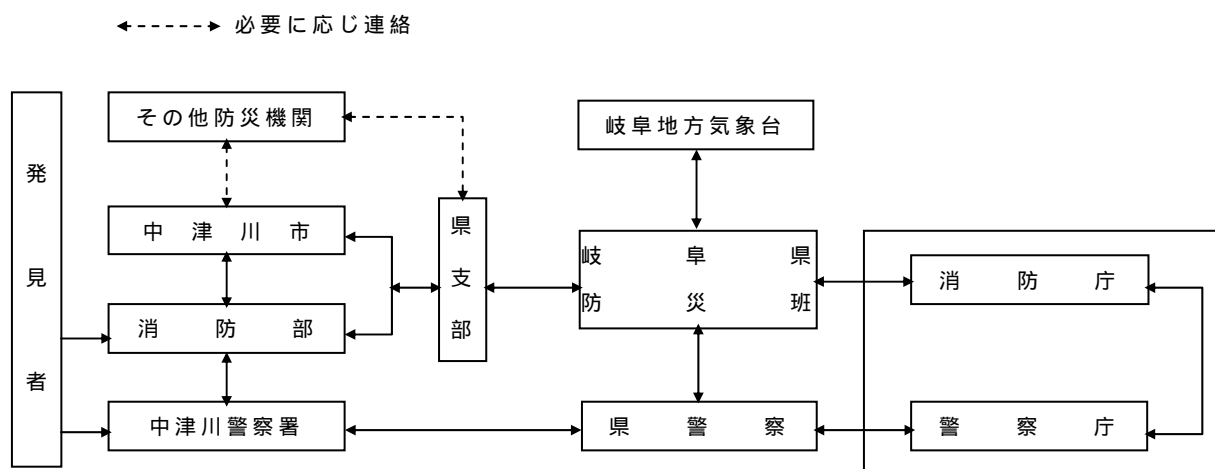
(1) 災害情報の収集・伝達

ア 林野火災発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする。



(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

イ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(4) 通信手段の確保

ア 市、県およびその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における市および県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関および警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 防災関係機関は、市、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。また、事態の推移に応じ、派遣要請の要求の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

なお、要請の手続は、風水害等対策編第 1 章第 3 項「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

3 救助・救急、医療および消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 市、県および国の各機関による救助・救急活動

市および県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、消防組織法第 24 条の 3 に基づく「緊急消防援助隊」および「災害応援に関する協定書（中部 9 県 1 市応援協定）」、「岐阜県および市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

市および県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のため

の資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ 市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区および恵那医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

(3) 消火活動

ア 消防機関等による消火活動

(ア) 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(イ) 住民および自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

(ウ) 消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行う等早期消火に努めるものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

5 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

ア 発災時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ 避難誘導にあたっては、市は、避難場所および避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 避難場所

ア 避難場所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難場所として開設する。

イ 避難場所の運営管理

(ア) 市は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

(イ) 市は、避難場所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

(ウ) 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

(3) 災害時要援護者への配慮

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

6 施設・設備の応急復旧活動

市および県等は、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフラインおよび公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 市および県は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。

(2) 市および県は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

8 二次災害の防止活動

(1) 市および県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 市および県は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第6項 大規模な火事災害対策

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対する対策については、本計画に定めるところによるものとする。

第1節 災害予防計画

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 市および県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域および準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

イ 市、県および事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場または緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

(ア) 市、県および事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行う等適正な維持管理を行うものとする。

(イ) 市、県および事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。

また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の推進を図るものとする。

イ 建築物の防火管理体制

市、県および事業者等は、多数の人が出入りする事務所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報および避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図るものとする。

ウ 建築物の安全対策の推進

(ア) 市および県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等

の適切な維持保全および必要な防災改修を促進するものとする。

(イ) 市、県および事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図るものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

(ア) 市、県およびその他防災関係機関は、それぞれの機関および機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(イ) 市および県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した静止画像電送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

(ア) 市、県およびその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

(イ) 市、県およびその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

(ウ) 電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図るものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

(ア) 市、県およびその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(イ) 市、県およびその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県およびその他防災関係機関は、応急活動および復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救助・救急、医療および消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両および応急措置の実施に必要な救

急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

(ア)市および日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品・医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

(イ)市および県は、あらかじめ、消防と医療機関および医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

(ア)市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(イ)市は、平常時から消防本部、消防団および自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施およびそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(ウ)市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

市、県および県警察等は、信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。

(5) 避難収容活動関係

ア 避難誘導

(ア)市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

(イ)市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

(ウ)市は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

イ 避難場所

(ア)市は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(イ)市は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

市、県およびその他防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握および応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

る。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

ア 市、県および放送事業者等は大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制および施設、設備の整備を図るものとする。

イ 市および県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

(ア) 消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

(イ) 市、県、警察、事業者、その他防災関係機関および地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(ア) 市、県、警察、事業者、その他防災関係機関が訓練を行うにあたっては、大規模な火事および被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定する等実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(9) 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

ア 市および県は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

イ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

ウ 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

市および県は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努めるものとする。

(3) 防災訓練の実施、指導

ア 市および県等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。

イ 市および県は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施または行うよう指導し、住民の大規模な火事発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(4) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策

1 発災直後の情報収集・連絡および通信の確保

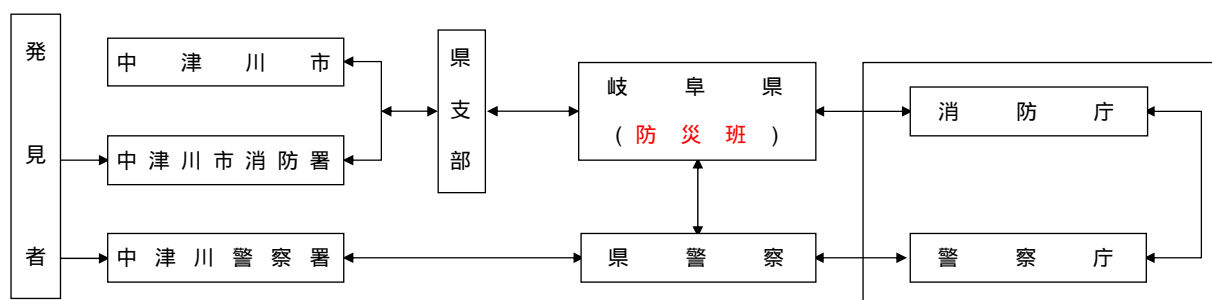
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模な火事発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対蒲の活動状況等を市に連絡するものとする。

イ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に堅密な情報交換を行うものとする。

(4) 通信手段の確保

ア 市、県およびその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害現地との災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における市および県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立および対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 防災関係機関は、市、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

市長は、火事の規模や収集した被害情報から応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。また、事態の推移に応じ、派遣要請の要求が必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。なお、要請の手続きは、風水害等対策編第1章第3項「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

3 救助・救急、医療および消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 市および県による救助・救急活動

市および県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、災害応援に関する協定書（中部9県1市応援協定）および「岐阜県および市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

市および県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ 市および県は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、市は、日本赤十字社岐阜県支部中津川市地区および恵那医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

(3) 消火活動

防災機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧輸送活動を行うものとする。

5 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

ア 発災時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ 避難誘導にあたっては、市は、避難場所および避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 避難場所

ア 避難場所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

イ 避難場所の運営管理

(ア) 市は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

(イ) 市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

(ウ) 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

(エ) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供により、避難場所の早期解消に努めることを基本とするものとする。

(3) 災害時要援護者への配慮

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

ア 市、県およびその他防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。

イ 市、県およびその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

ウ 情報伝達にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

7 施設・設備の応急復旧活動

市、県およびその他防災関係機関は、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフラインおよび公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第3節 災害復旧・復興対策

1 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- (1) 市および県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、または更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。
- (2) 市および県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

2 迅速な原状復旧の進め方

(1) 被災施設の復旧等

- ア 市、県およびその他防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画および人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、または支援するものとする。
- イ 市、県およびその他防災関係機関は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- ウ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

3 計画的復旧の進め方

(1) 復興計画の作成

- ア 大規模な火事により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。
- イ 市および県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行うものとする。

(2) 防災まちづくり

- ア 必要に応じ、市および県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。
- イ 市および県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

ウ 市および県は、防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等防災の観点だけでなく、地域の環境保全、リクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に説明し理解と協力を得るよう努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

エ 市および県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

オ 市および県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

4 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 市および県は、必要に応じ、被災者の恒久均な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営等の空き家を活用する。
- (2) 市および県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の住宅の維持を支援する。
- (3) 市および県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、被災地域以外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。
- (4) 市および県は、被災者生活再建支援法による支援金の支給について事務手続を進めるものとする。
- (5) 市および県は、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱に規定する支援金の支給について事務手続を進めるものとする。

5 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

- (1) 市および県は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、中小企業設備代化資金貸付および中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。
- (2) 市および県は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。
- (3) 市および県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。